



**厳しい状況の中で  
確実な成果を  
.....  
平成19年度総会**

平成十九年度(第四回)総会は、六月二十六日に行われ、まず、病氣療養中の望月会長の代行として浅輪副会長を選任して執行体制を整えました。障害者自立支援法施行により社会参加推進センターの事業が削減され厳しい面もあるのですが、昨年度さいたま市障害者施設連絡会と連携して成果を上げた「市議会請願署名活動」や、精神障害当事者団体「ウィーズ」の入会などを力に、会員の要望に応えられる事業活動を進めて行きたいと思っています。



# 障害者権利条約によせる私の思い

## さいたま市難聴者・中途失聴者協会

### 川原 英夫

#### 私を感じたこと

障害者の権利条約は昨年十二月十三日に国連総会で採択されたのですが、今回ニューヨークへ行ってこられた方々の熱いメッセージを拝聴する機会があり、そこで感じたことを書いてみたいと思います。

皆さんのお話で共通しているのは、障害者当事者が運動しないと障害者のあり前の権利が国民、住民に理解されないということでした。そしてこの障害者の権利は特別なものではなく、健常者がいつも持っている権利と同じものであり、それを機会ある毎にしつかり訴えて、障害者の実情の理解を求めて行きましようという事です。

私は採択直後から、障害者権利条約を先進国日本が国会で遅滞無く批准して、思想面でも先進国であって欲しいと願っています。

でも日本の法律は元々障害者は法律の対象外で作られていますので、今健常者と同等の権利を認めて欲しいといってもたくさんの法律の見直しが必要であり、

大変な作業だと聞いています。

日本は介護保険の予算が足りないから、障害者にも負担を求めようという単純な発想から障害者自立支援法が平成十七年十月三十一日に国会を通過し、障害者も生活上必要な介助などにも一律一〇％負担する形になりました。

そして実施が平成十八年四月一日、聴覚障害者関連他は十月一日からとなったのです。応益負担二〇％というのはただ

でさえ低収入にあえぐ障害者には自立ではなく、生活を更に圧迫する厳しい法律です。

#### 私たちの運動

ですから法律成立の前後から障害者は反対運動を展開しました。そこで特筆されることは、さいたま市障害者協議会がさいたま市障がい者施設連絡会と共同で障害者負担軽減署名運動を展開し、八月末にさいたま市議会に七万七千筆余の署名を提出したことです。聴覚障害者団体はそれよりも更に早く、約七千六百筆の署名を集めてさいたま市議会に提出しています。

多数の署名のため市議会が緊急動議を可決し、市が実態調査に乗り出し、自立支援法との差異を明らかにして国に伝えたのです。その結果十二月の国会で二〇〇六年度の補正予算（以降三年間で千二百億円）が決まり、利用者負担軽減と事業者の激変緩和措置に繋がりました。十月三十一日の日比谷公園での一万五千人のデモも大きかったのですが、その前のさいたま市の実態調査報告も大きかったです。

自立支援法で聴覚障害者がなぜ自己負担がゼロなのか？と申しますと、以前より無料派遣制度を実

施中であり既存制度は継続可能と聞きました。

私は、言葉を使ってコミュニケーションするのは人間としての最も基本的な行為であり、そこに自己負担を取られるのは人間を否定されると考えます。「言葉を聴く」「言葉を話す」の二つは人間の条件です。

色々な運動でもそう主張しました。補正予算が付いたとはいえ自立支援法は応益負担という問題が大きいのです。

障害者権利条約は障害者自立支援法と対極にあるものであり、障害者の実態を理解してもらおう私たちの運動が結果すれば、市民、国民の考え方も変えることができます。

日本の法律は諸外国と異なり、障害者に対する考え方が弱く、基本的に障害者を排除またはリハビリによる社会復帰という思想が見えます。

数年前まで差別禁止運動により、法律の一部が改正されたと思います。

「改正障害者基本法」も理念には謳われていますが、障害者の権利という実態には踏み込んでいません。

障害者権利条約は、障害者の権利とは何か？何が差別に当たるか？その理解を深めるために障害者はどう行動すればよいのでしょうか？

#### 胸を打たれたことは



▲6月30日に交流センターでやどかりの里主催の障害者権利条約研修会(写真提供・やどかり出版)

車椅子の金政玉さんや東俊裕さんのお話を聞いて胸を打たれたのは、障害当事者が運動しなければ法律に従うしかない。国内法を変えるには、国際法で決まった権利条約を勉強して市民の皆さんの理解を進めることです。

条約採択後半年余り過ぎた今、障害当事者も、ましてや埼玉県民・さいたま市民も障害者の権利への理解がほとんど進んでいないと思います。

今回講演戴いた方々の最も印象に残った話を次に列記します。

金政玉さん（車椅子の参院選候補者）

「合理的配慮」とは障害者が健常者と平等である時に過度の負担を強いないことをいいます。今の日本の法律には合理的配慮の概念がいまいちままなので、国内法の整備とともに早急に具体化する必要があります。

国連での日本の障害当事者の参加発言は大きかったです。

東俊裕さん（車椅子の弁護士）

障害者自立支援法は問題が多いが、ひとつ良かった点は障害者の団結につながった点です。

日本の刑務所には知的障害者が多い。真犯人が出てきて初めてわかる。こういう問題を政府に訴えてきて、ようやく教育でもインクルージョン（共生）の考え方が生まれてきました。

このように障害当事者の盛り上がり国連を動かしたのです。

藤井克徳さん（JD）

権利条約の理念は自立支援法と対立している。自立支援法を残して権利条約の批准はない。障害者をどう見るかの視点が全く違うのです。

自立支援法をなくすしかない。権利条約には差別禁止の必要があり、参加と平等のために社会全体がこれを補うものと考えます。日本で問題になるのは予算です。日本に相応しい障害者予算配分を考えてほしい。国連の条約は一般の法律の上にあるものです。

尾上浩二さん（DPI日本会議）

自立支援法は地方自治体からも悲鳴が上がっており、支援法ほど中身とうたい文句に差があるものはない。命に関わるサービスも受けられない。こんな法律が簡単に成立したことが問題であり、障害者が自立できないと訴えてきたとおりになりました。

障害者の権利条約と関連させていく時期にきています。権利条約は私たちが勝ち取ってきたものであり、条約に照らし合わせて私たちがリードし、決めていくべきものです。

安藤豊喜さん（全日ろうあ連盟）

自立支援法は当事者にも関係者にも地方自治体にも歓迎されないものであることが再認識されました。

コミュニケーション支援は教育他あらゆる面で必要なのに、自立支援法では福祉面だけです。国連で手話が認められ

した。日本でも認められるよう運動したいです。

国民全体の障害者権利意識を高めるのが大切であり、権利条約を推進する必要があります。日本人はおとなしく選挙での投票率が低い。欧米は高率で政治を監視する力があります。他国では手話を言語と認めています。政治体制の変化を求めて、障害者全体が関心を持って運動する必要があります。

## 第一歩を踏み出そう

私は先ず、権利条約の採択に関わった日本の代表的な障害者の方に講演を戴くのが学習の第一歩と考えます。そのため、さいたま市障害者協議会で講演会を開催するか、または十一月二十三日の障害者週間の中で九十分ほどの講演会を開き、大勢の障害者が学習するのが大事と考えます。

障害者権利条約全体を調べるのは日弁連など法律家の仕事です。

私たちが出来ることは、既に慣らされてしまっただけが差別だといふ難しい面もありますが、各障害者団体が一般の人と同じ権利を主張することが大事です。そういう事例を集めて中央のJDなどへ提出したいです。

例えば、大勢集まる会場でマイクが故障すれば聞こえない！と騒然となり、進行がストップします。その意味でも聴覚

障害者の情報保障はつけて戴かないと社会参加できないのです。

こういう例を各障害者団体でまとめて行き、JDへ出したらいかがでしょうか。

六月の理事会の席上、東京新聞から参議院選挙向けに障害者自立支援法の影響について取材したいという申し入れがあり、知的障害、精神障害、視覚障害の三分野から代表が取材を受け、投票日の二日前の七月二十七日に、「法施行で増えた負担」というタイトルで、埼玉中央版に掲載されました。

取材を受けた育成会加藤さんの感想です。

あれもこれも言わなくてとは心して息子が生活しているケアホームに出かけました。取材が始まり一時間半という時間の中で、半分以上が自閉的傾向の知的障害について質問だったような気がします。読み書き、計算はできるけれどその活用はできないという不思議など。本当はケアハウスに住んで、二級年金で生活するのはタイヘンということも伝えなかったのですが、ちゃんと伝わったでしょうか。

加藤シゲヨ

# コムスン問題の背景にあるもの

## はじめに

介護保険法、障害者自立支援法に基づき訪問介護事業所などを展開している大手事業所の「コムスン」が人員の水増し、報酬の過大請求などで六月六日、厚生労働省から事業所指定の打ち切り処分を受け、利用者や家族、介護現場で働く職員に不安を与えています。すでに、その受け皿（譲渡先）として大手事業所のニチイ学館、居酒屋チェーンのワタミなど三十数社が名乗りを上げようとしています。

しかし、建物、例えば特別養護老人ホームやグループホームなど運営しやすいものは引き受けたが、二十四時間介護などの人的サービスで利益の薄いものは引き受けないなど、いわゆる「規制緩和」が言われたところ危惧された現象がはつきり見えてきて、背筋が寒くなるような思いがします。

今回の「コムスン」の問題を見ると、不正は許されるものではありませんが、この背景には「コムスン」という一事業所の問題だけでなく、介護保険法導入後の介護事業のあり方、障害者福祉をも含めた社会保障全般のあり方が問われて

いるものと思われれます。

福祉は、コミュニケーションが根底にあつて始めて成り立つ仕事であり、支援を必要とする人に、その人らしい生活を送ることができるよう自立を支援すると

いう側面を持っています。

こうした人権に関わるような福祉分野にまで、利益を追求する（企業）道を開いた社会（政治）のあり方を、私たちは問いかけていく必要があるのではないのでしょうか。

当面、最も必要なのは利用者や家族、そしてコムスンの現場で働く職員の不安をどう解消していくのが重要なことだと思います。

## コムスン問題は氷山の一角

### 福祉の分野にまで市場化、競争原理が持ち込まれたのは、介護保険制度を目前にした二〇〇〇年の「社会福祉増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する法律」からで、このなかで、名称の改正（社会福祉事業法から社会福祉法へ）、利用契約制度（措置制度の廃止）、第一種、第二種社会福祉事業の改正（規制緩和）が行われました。

主な特徴は、これまで措置制度として公的責任で行われてきた「介護サービス」などを、社会で支えあうとか、社会連帯という理念を持ち込み、介護を「保険制度」にしたことです。裏を返せば、私たちが保険料という形で財源を生み出し、一方で介護を受ける人が増えれば増えるほど保険料が上がっていく仕組みとなり、国は財源のことを考えることなく涼しい顔をしていられることになりました。

## 介護に競争はなじまない

第二には、多様な主体によるサービスの提供を可能にするためとして、「規制緩和」を行い、民間企業の参入に道を開き、市場化、競争原理を持ち込んで、介護保険制度の発足時には、松下電工、ニチイ、ベネッセコーポレーションなど大企業が続々と参入し、介護を商品化する道を開いたのです。

こうして福祉が商品として扱われる中で、当然のこととして介護の費用が決まり、サービスは費用の範囲でとなり、必要とするサービスは受けられないという状況が生まれてきます。

介護保険で言えば、重度の要介護五と認定された人でも月額三十六万円が限度です。この金額を居宅介護でホームヘルパーを利用すると、一日三時間（身体介護を伴う・一時間四、〇二〇円）しか利用できません。

また、居宅で一日三時間ということは

▶「福祉新聞」の記事から

重度の人の自立した生活を想定せず、当初から家族の介護を見込んだ設定であると共に、食事ナン分、排泄ナン分等で計一時間など、介護が限定される結果になります。

第二には、この介護の限定化を効率よく進めるために、介護のマニユアル化が進みます。全てを否定するつもりはありませんが、マニユアル化は作業中心の支援となり、支援を受ける人との会話もなくなっていくます。

人が人を支援するということは、会話などのコミュニケーションがあつて初めて成り立ち、その時々々の体調や心の動きを感じ取りながら支援することが大切であり、そこでは支援を受ける人の了解と合意、応答が必要で、どんなことがあつても決して「節約」してはならないものと思います。

一方で、こうしたマニユアル化の進行は、ともすれば支援を必要とする人との対立や、反目も生み出すと共に、福祉の道を志した人の働き甲斐、やり甲斐をも希薄にせざるをえません。

介護労働を営利企業が担うということとは、当然のこととして利益が追求され、効率化が求められ、福祉も商品の一部として売買される対象でしかなくなりません。

そこには、支援を必要とする人に寄り添い、共に発達するという「福祉」の理念のかけらも見られません。

こうした中で、今回のコムスンの不正問題も出てきたのだと思います。

### 財政削減がすすむなかで

市場化や競争原理の主な目的の一つは「財政の削減」にあります。

さかのほれば、一九八五年の補助金の一括削減方式で、施設など社会福祉事業の運営費が十分の八から十分の五に引き下げられました。

この引き下げは、施設などが同じ水準の処遇を維持しようとすれば地方自治体か、利用者が負担するか、または施設が負担するしかありません。

介護保険制度で言えば、導入前は国や地方自治体の公費であったものが、公費を五十パーセント削減し、私たちが負担する保険料で五十パーセントまかなうということなのです。

障害福祉分野でも、民間職員給与改善費の廃止、補助金の削減、度重なる報酬単価の引き下げ、日額制の導入などで事業所運営ができない、施設運営ができないと悲鳴が上がっています。

これらの削減や引き下げが、結果として職員のパート化や給与の引き下げ、人員引き下げとなって現れています。ヘルパーの事業所でも、直行直帰型は

支援の継続性の上でも問題があると認識しながら、介護報酬の低さから目をつぶっているのが実態です。

経営や運営ができないような単価の引き下げが「工夫」という名で効率化に拍車を強い、不正の温床を生み出しているのです。

### 知恵と力を寄せ合つて

障害者自立支援法が成立し施行されたころ、「介護保険との統合」が言われましたが、自立支援法の与えた余りの衝撃に、当初賛成を唱えていた障害者団体も、今はそれどころではないと腰が引けていますし、コムスン事件から見えてきた介護の実態は、二十四時間介護を必要とする全身性障害の人たちに危機感を持って捉えられていると思われれます。

福祉を市場化すれば多様な企業が参入し、利用者が選択できるようになる、競争することでサービスの質の向上に繋がるなど、国は耳障りのいい表現で私たちを誘導してきました。

しかし、実態は競争社会の中で生き残るためには「何でもあり」という風潮が蔓延し、企業モラルの低下を生み出し介護分野だけでも五百箇所近い事業所が指定の取り消しを受け、都道府県による改

善命令にいたっては枚挙に暇がありません。

こうした状況を変えるために、今必要なことは障害者、高齢者という枠を超えて、共有できることから協同の運動を市民として模索していくことです。

第二には、障害者福祉をはじめ、介護、医療など地方自治体の施策が多くなる中で、自治体との共同を広げることです。住民のことは自治体の責任で解決していく、国の不十分な施策を自治体が補完していく、自治体と住民で施策を作っていく、こうした取り組みも求められていると思います。

第三には住民の生活状況を一番よく把握している市町村といっしょに、国へ制度改善を求めていくことも大切な運動です。

障害者の分野で言えば、当面、障害種別を超えて共通する分野で「障害者自立支援法」の改善を求めていくことであり、地域の中にどう暮らしを築いていくのか、自治体と協同で施策を作り出していくことが大切だと思います。

埼玉県障害者協議会理事

新井 真一

## 障害者・高齢者や家族の思ふに寄り添う「介護」を求めるのはムリか？

# みんなが活躍する

# 「団体活動ニュース」

## サウンドテーブルテニス さいたま市大会11月に

さいたま市視覚障害者協会

私どもさいたま市視覚障害者協会では、十一月二十四・二十五日にかけて埼玉県障害者交流センターにおいて「第二十二回日盲連関東ブロックサウンドテーブルテニスさいたま市大会」を開催する運びとなりました。

この大会は関東十二団体の選手およそ六十名が集まり、視覚障害者が行うスポーツのひとつである「STT」の日頃の練習成果を発揮し、技を競う場でもあります。

全員が「アイマスク」をしてボールに入っている数個の金属球の音だけを頼りにラケットで打ち合い、すばらしいラリーが続けます。いつも数え切れない感動が生まれます。

また、このスポーツは年齢を超えていつまでも楽しめるものでもあります。七十代・八十代の方が、選手としても頑張っておられる姿には、私たちも力を得て常に励まされています。

視覚に障害のある私達は、なかなか一

人でスポーツを楽しむことが出来ないかもしれません。でもSTTはそのような悩みを解決してくれます。競技を目的とし、あるいは機能訓練を目的とし楽しめるスポーツだと思っています。

さいたま市で開催するこの大会を一人でも多くの方に観戦していただき、共にエネルギーを送っていただきたいと願っております。

山崎 道子

## 全国要約筆記問題 研究集会に参加して

さいたま市難聴者・中途失聴者協会

今回は北関東ブロック主管の大会。第四分科会「技術A」に参加しました。

第四分科会は、コーディネーターに三宅初穂さん、講師に東京の松田順子さんと名古屋の山岡千恵子さんをお迎えして「現任者のレベルアップの取り組みと課題」をテーマに行われました。第一日目は東京と名古屋でのレベルアップの取り組みについての報告が行われ、第二日目は実技研修で書いたロールを①表記(字の大きさや一行に書く字数・行間の取り方など)、②要約(如何に話のポイントを掴んで書くか)の二つの視点で検証し、

具体的なチェックポイントを学びました。

今回の研修では、情報保障を担う者として常にスキルアップを心掛けねばならないこと、スキルアップのためには個人の努力は勿論ですが要約筆記者全員が課題を共有して継続的に取り組んでいかねばならないこと、そして最も重要なことは、要約筆記を利用される方と我々要約

筆記者は車の両輪のような関係であり、より良い情報保障を目指してお互いに協力していかなければならないことを学びました。

また、他県の要約筆記者とお知り合いになり、共に学び、情報交換ができたことは、私にとって貴重な経験になりました。



▲写真は研究集会で。「全要研HPより転載。許可済み」

## 女性部を設立 しました

さいたま市身体障害者福祉協会女性部

さいたま市になり、昨年の秋女性部が設立されました。戸惑いや・喜び・不安の船出でございましたが会員の経験を土台に年四回の集まりに決まりました。昨年度からハンガー作り・新年会・おい袋の製作等、楽しい中に親睦を深めて参りました。

新年度は六月に長野県湯田中温泉に研修旅行。その日は朝から雨、初めての旅行に喜びの車中となりました。

長野に入ると霧が多く前も見



▲湯田中温泉研修旅行にて

斉藤 雅子

えない状態に不安がよぎりましたが乗務員さんの提案により、安曇町ちひろ美術館を訪れました。安曇野の自然に囲まれた美術館、あの優しい絵画、見る物すべて優しさが溢れています。心に残った絵は、ねぎ坊主と麦の穂を描いた作品。あの痛い麦の穂、葱坊主。子どものころが思い出されます。あの棘を見事に優しさに変えて描ける心に感動です。悲しい事の多い世の中ですが、ちひろのようにすべてに優しさがあれば争いはないのだと、この絵のように心一つの持ち方で物事を肯定し、明るい和と団欒となれる事を学びました。

温泉に浸かり「四市でお会い出来て良かった」と宴会は美味しいご馳走とおしゃべりの中に親交をさらに深め、翌日はさくらんぼ狩り、善光寺に参拝。喜びと思いを一杯詰め込んで無事に帰途につきました。

### 第四十四回関東ブロック 新潟大会に参加

さいたま市肢体不自由児・者  
父母の会

七月七日、八日の両日、標記の大会が開催され、さいたま市からは十二名が参加しました。

今、どこの大会に参加しても、障害者自立支援法の話が始まります。私たちが思うことは、障害児・者とそ

**団体紹介**

**ひとりじゃないよ、仲間がいるよ**

— 精神障がい者当事者会ウィーズ —

私達は精神障害の当事者が集まり活動している団体です。名前は当事者会ウィーズ。去年の三月にさいたま市を中心として産声をあげました。毎月一回ミーティングと呼ばれる例会を開き、その都度テーマを決め皆で意見を出し合います。基本的に一人ひとりで自分の考えや価値観を誰もが認められ共有できる場です。平均三十人くらい集まります。

参加する人は会員と呼ばれ現在正会員四十人です。準会員を支援者の賛助会員を合わせると百二十人程度の大きな組織になりました。ウィーズ通信を毎月発行したり、クリスマス会などのレクを楽しんだりしています。他の障害者団体や家

の家族も含めて、ニーズを探ったとき、一番要望が多いのが安心して生活できる場所・環境の確保、また障害が多様化し、昨年から始まった相談支援事業の相談アドバイザーではないかと思えます。

行政の窓口では、つかみきれない障害児・者の声をさまざまな機関につないでくれる相談支援事業の充実は大切です。また、情報交換を兼ねて福祉制度の相談会、勉強会を開き、行政とさまざまな問題を確認しあうことも大切だと思います。

近頃の障害者を取り巻く状況を見る

と、当事者の高齢化や障害の重度化重複化の傾向が進むと共に、介護者の高齢化が顕著となっており親亡き後の生活の不安は依然として解消されていません。

今回特に感じたことは、どこの団体も役員の方々が年配者であることで、もつと若い人たちが立ち上がらないとこの先が心配でなりません。このままでは今まで以上に大変になるのではないのでしょうか。みなさん、いっしょにがんばりましょう。

小泉 俊男

たのではないのでしょうか？そのような現状を打破するためウィーズは活動を開始しました。調子の波はあるものの会員たちは積極的に問題意識もあり会長の私は心強いです。もちろん不平不満ばかり言っているわけではなく、かなり前向きな気持ちでがんばっています。どうか、応援して下さい。

今回は障害者協議会に加盟することによって精神だけでなく様々な障害と闘っている人たちに出会い、幅広い生き方に共感することができました。どんな障害でも根は同じです。「障害を持つっていても自分らしく暮らしたい」その一言に尽きるのではないのでしょうか。

会長 竹内 政治

# 病床日記から

会長 望月 武

薬など縁もなかった我ゆえに

ガンという言葉に我が耳疑う

二〇〇六年九月四日／前立腺癌それも悪性の癌と判明／これからやるべきことがいっぱいある／それを

らを四〜五年の間にやらねばならない／いやそれまでもたないかも知れない／七十年間やりたいたいことをやり／言いたいことを言い／うらまれもせず／ほめられもせず／私なりにいい人生だったのでとは思ふ／満足して向こうに行くこともできそう／しかし、もう少し

生きたい／せめて孫たちが成人する位まで／せめて両親が生きた七十四才の峠は越したい／今日ガンと宣告された／わりと静かな気持ちで先生の言葉を脳裏におさめた (九月四日の日記から)

その日を境にいままで考えもしなかった「死」という言葉が脳裏から離れなく

なった。「癌」に関する本、全く関心なかった仏教関係の本など、次から次へと読みあさった。

十一月十五日入院。十七日前立腺全摘手術、経過良好で後遺症ほとんどなく二十六日間で退院。

年が明け胃の調子が少しおかしいので胃カメラを飲む。今度は「胃癌」が発覚し二月二日入院。精密検査の結果進行性の癌とのことで、抗癌剤を十週間服用することにになり、一時退院。副作用を心配



▲復帰も間近、元気で

したがこれはという副作用もなく、何とか乗り切る。

四月十七日再入院。四月二十五日手術。胃は全摘、脾臓は三分の二切除、脾臓、胆のう、リンパ節も摘出したとのこと。

九時間もかかった大手術だった。その一週間後の五月二日、腸閉塞をおこし再手術。苦しかった。もう駄目かと思った。

前立腺癌、引き続き胃の癌とのたたかいに一応の決着をつけ、六月三十日何とか退院まで漕ぎ着けた現在、命や健康の大切さ、ありがたさが、いと嬉しいほど私の体に焼き付いている。

## 事務局だより

ひとは、病気になる気弱になると私は思い込んでいました。

子どものときから風邪引きと腹痛ぐらしか経験していない私の感覚は、全く参考にもならないことを、望月会長の病気に立ち向かう姿勢は教えてくれました。

病院にお尋ねしても、退院後自宅に伺っても、以前と余り変わらない様子で、会議の予定をお知らせすると「体調がよかつたら出席するよ」といわれ、実際に出ていただけると、無理の無いようにと氣遣いながらもどれだけほつとしたことでしょう。

この号で原稿のお願いをしたとき、あつさり書いてくださったのですが、胸の奥にあるものをねじ伏せての姿勢であったことを知りました。

七十歳も過ぎれば、病気であろうとばかりと一日一日を大切に生きて行きたいと痛切に思います。どんな道を歩もうと、それが「マイ・ウェイ」だからです。

二年間事務局員として勤務していただいた上田さんが八月末で退職なさいます。協議会の基礎固めの時期に、明るくがんばっていただきました。

新しい事務局員渡辺妙子さんには次の号でご挨拶いただきたいと思っています。(A)

## 編集後記

去る、七月十六日新潟中越沖地震マグニチュード六・四と言う強震にみまわれ、死者十一名、負傷者一八〇四名という甚大な被害を受け、家屋の倒壊も一万余戸となりました。

被害の大きかった柏崎市では、体の不自由な方(障害者も含む)四、五名の方がお亡くなりになりました。市当局では把握していたようですが、防災関係者にはプライバシー保護のため、伝達が行き届かなかつたようです。

障害者は逃げる事さえ、すぐには出来ません。行政、防災関係者、又地域の方との綿密な情報伝達がほしいと思えます。避難場所の把握とともに誘導の確保を強く望みます。(I・N)

さいたま市障害者協議会  
会報あ・うん第7号  
発行 さいたま市障害者協議会  
会長 望月 武  
編集 さいたま市障害者協議会広報委員会  
〒330-0801 さいたま市大宮区土手町 1-213-1  
大宮ふれあい福祉センター 4階  
TEL/FAX 048-653-7271  
e-mail saitamacity-handynet@nifty.com

この会報は、共同募金の配分を受けて発行されています。